

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月24日

京都市長 松井孝治

京都市規則第28号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3 2養正市営住宅第9棟の項の後に次の1項を加える。

養正市営住宅Y2棟	110号及び111号	53,700
	112号	54,500

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用の承認の申込みその他養正市営住宅Y2棟の店舗を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(都市計画局住宅室住宅管理課)